

外来生物問題に関する総合的な取組について（案）

平成 16 年 9 月 日

中央環境審議会野生生物部会

外来生物対策小委員会

委員長 岩槻邦男

平成 14 年 3 月に策定された新・生物多様性国家戦略において、外来生物の問題は、生態系の破壊や種の絶滅、里地里山に対する人間の維持管理の減少などと並び、生物多様性の危機の一つとして掲げられました。我が国の生物多様性を保全していく上で、外来生物問題に適切に取り組むことが重要な課題となっています。

昨年 12 月、中央環境審議会は「移入種対策に関する措置の在り方について」の答申をまとめました。この答申を踏まえて、政府において外来生物対策制度の検討がなされ、本年 6 月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が成立・公布されました。この法律には、答申の内容のうち、法制度として措置すべき必要な事項が盛り込まれていますが、外来生物の問題は、今回の新たな法律のみをもってすべて対応できるというわけではありません。

例えば、今回の法律は、海外から導入される生物を対象にしていますが、答申でお示した、在来生物を国内の他の地域に持ち込むことにより生じる問題に対しては対応しておりません。こうした問題による様々な被害が各地で報告され、審議会ではそのような状況が危惧されています。外来生物問題の本質は、長い歴史の上に成り立っている地域の生態系に、人為的に他の地域から生物が持ち込まれることによって起こる被害をどう防止するか、という問題です。そのことを踏まえれば、在来生物の国内移動に関する問題に対しても、別途対策が必要と考えます。

また、外来生物問題に対して効果的な取組を進めるためには、様々な対策の基礎となる科学的知見の充実や、関係者の理解と協力が不可欠です。総合的な外来生物対策を進める上で、必要な基盤的な取組を進めることが肝心です。

このようなことを背景として、この度の特定外来生物被害防止基本方針の案のとりまとめに際し、今後対応が必要となる課題を提起します。

法律の枠組みにとどまらない取組が必要な問題として、

(1) 国内で人為的に移動される在来生物への対応

我が国に分布している在来生物（明治より前に我が国に導入された生物を含む。）であっても、このような生物が自然に分布していない地域に持ち込まれることにより、持ち込まれた地域の生態系に被害を及ぼしている事例が報告されています。例えば、沖縄本島やんばる地域のノネコによる希少野生生物の捕食、小笠原諸島のノヤギによる小笠原に固有な植生の破壊、近縁の種を持ち込むことにより発生する遺伝的な攪乱など、外来生物法の規制対象外である在来生物の移動に伴う問題は重要な課題です。

自然公園などの生物多様性の保全上重要な地域について、既存の制度の活用や必要に応じた制度の見直しを進めるだけでなく、そのほかの地域についても、地域に固有の生物相や生態系を保全する観点から必要な対策がなされるよう検討することが必要です。

その第一歩として、我が国の在来生物の地域個体群の分布や遺伝的情報に係る情報の整備を行い、各地域における様々な主体による適切な取組が進められるための基盤を整えることが必要と考えます。

(2) 生物多様性の保全の観点からの緑化植物の取扱い

工事法面の早期緑化や園芸等において、数多くの外来植物が活用されています。これらは、国土保全やアメニティ確保等の観点から国民にとって必要であり、近年では、一部において外来植物ではなく、郷土産の植物が用いられるなど生物多様性保全の面からの配慮も行われるようになってきました。

しかし、例えば、郷土産の植物を用いる場合でも、実際には海外で集められた在来種と同種の植物の種子が、大量に輸入され、郷土産として利用されているような場合があります。植物の種類や対象地域によっては、同じ種であっても地域個体群レベルでの遺伝的攪乱を起こすおそれがあり、地域に固有の生物多様性を保全する上で決して好ましいこととは言えません。

このため、地域固有の生物多様性を保全する必要がある地域において緑化植物を用いる場合には、単に外来植物の利用を避けることだけに注目するのではなく、在来種と同種の外国産植物の利用に起因する遺伝的攪乱のおそれにも留意するため、地域の生物多様性の現状に応じて総合的な緑化対策のあり方を検討し、実施していくことが必要と考えます。

総合的な外来生物対策のための基盤的施策の推進として、

(1) 科学的知見の充実

外来生物問題に予防的に対処する観点から、外来生物全般について、科学的知見を充実させることが外来生物対策を進める上で最も基本的かつ重要なことです。特定外来生物には指定されていないものの生態系等に被害を及ぼす懸念があるものについては、例えば、要注意生物リストといったものを作成する必要があると考えます。そうしたリストが公表されることにより、関係者が日頃より外来生物の使用に関心を持ち、さらなる知見が集積され、被害の予防に役立つようになることが期待されます。

(2) 効果的な普及啓発の推進

様々な主体が関わる外来生物の問題に対して対策を適切に進めるためには、国民の理解と積極的な協力が不可欠です。法制度に係る普及啓発だけでなく、外来生物のもたらす影響と対策の必要性について、正しい情報をわかりやすく国民に伝達し理解を高めていくことが必要です。

外来生物問題には、必ず、原因となる外来生物が存在し、その外来生物に関わる機関、団体、個人など様々な主体が存在します。このため、総論的な普及啓発だけでなく、外来生物問題に関わる各主体の具体的な役割と関心を確認し、各主体に当該外来生物の適正な取り扱い方等に関する情報提供を適切に行い、個別具体の普及啓発を進めていくことが外来生物によるリスクを低減させることに繋がります。

このような取組を進めることによって、外来生物問題に対する総合的な政策が効果的に推進されるよう、政府における検討と取組に向けてのさらなる努力を求めるとともに、国民の皆様の理解と協力をお願いいたします。